「目から鱗」の二セコ町による条例説明

2005年2月22日

北海道ニセコ町 片山参事による「ニセコ町のまちづくり基本条例の実践から」のテーマで講演いただき、その中での心に残った語録を紹介したい。

- ・ まちづくりには住民自治が必要であり、住民自治は情報公開につきると考えている。情報公開とは、行政の持っている情報を住民と共有することであり、行政の説明責任である。
- ・ 住民と行政とが論議するのが住民自治の基本である。 今までの行政は決定した結果のみ公開するため、欠点が見えてこない。す なわち、評価できない。
- ・ 行政ではできない理由から考えてしまう。何もやらないことが公務員の美 徳だと勘違いしている。
- ・ 役所の中で本音の議論ができなければ、まちづくりは出来ない。トップが 言っているから、課長が言っているから、などと言い訳する職員は駄目。そ んな職員のいる自治体は駄目である。
- ・ 住民の皆さんの 100 人中 100 人が同じ意見であっても、そのまま実現するとは限らないということである。町長は違った判断をすることもある。すなわち政治家として政治責任を明確にすることである。経過や決定過程を明らかにすることが重要である。
- ・ 行政は要綱や方針を作るが、トップが代わればやめることができる。それ でいいのか、という意見が住民から出てきた。

政策決定をどこで、どうやって決めるのか手順をつくっている町はない。少なくても条例としているところはない。

今やっていることを制度として残し、将来にわたって権利を守るということと、ニセコ町はどんな町を目指しているのかを明確にする必要がある。国に憲法があるように、自治体にも憲法が必要。そんな思いから自治基本条例が必要ではないかと考えた。

条例では、町民の責務について規定がある。これは「言動に責任を持て」

ということで、広報紙には匿名の意見には回答しないと掲載してある。職員は町内でビラを配るときも責任者や担当者の名前を明記している。町民も一緒ではないか。名前を入れて意見を言ってほしい。町民の皆さんには責任を持って意見を言ってほしい。

- ・ 最近大都市から移住者が増えてきている。大変うれしいことではあるが、 農家の近くに移住してきた人は「朝 5 時からトラクターが動いてうるさい、 行政からやめるように言ってくれ」また、「町内会には入りません、広報はよ こせ、取りに行くのはいやだ」と言う人もいる。「そんなわがままは許される の」ということを、がちがち論議してコミュニティの規定を作った。
- ・ ニセコ町の条例はやさしい用語で書いてある。法律には、業界セオリーのような表現があるが、住民から大学の法学部を卒業しないと理解できない条例でいいのか、という意見があった。その結果、行政用語や引用条文は使わないと決め、一つの条文は15~35文字までとした。

これは住民のエネルギーがあったから出来たことで、役所や研究者だけでは出来なかった。

・ 「首長が恣意的な判断のできないまちづくり」についてであるが、日本は 代表民主主義の名を借りた密室政治を行ってきた。

これからの町の様々なことを選択するのは住民である。住民の覚悟と責任 で選択していかなければならない。そのためには、密室政治でなくすべて公 開しなければならない、そんな制度を作っている。

- ・ 幼稚な条例などという批判も頭に浮かんだが、住民の総意なので議会で討 議してもらい制定された。
- ・ ニセコでは様々なものをどんどん公開してやってきているので、職員の能力も上がってきている。徹底してやれば、政策評価も職員の評価もできると考えている、そうゆうやり方も基本条例で担保し、町を変えていきたいというのが我々の考えである。
- ・ 皆さんも、新太田市の特色を出した条例を作ったらいかがかと思う。 条例を作って何が変わったかといえば、何も変わっていない。今までやっ てきたことを条例として制定しただけである。

条例作成全体のフロー

を深める条例作りの理解

課題の考察の背景

条例の骨格形成

・委員相互の理解(自己紹介・個別の考え方の交換)

・条例の理解を深める(他市の条例などを参考に)

(条例作成に当たって委員個々に理解と知恵を醸成する時期である)

・グローバルに世界・日本・群馬・東毛圏などの動向を考察し、新太田市 の現状を考える

・この背景・課題が前提となって基本条例の骨格・内容の方向付けが決定されていく

条例の骨組みの構築

- ・前文(基本理念・基本的な考え方を述べる)
- ・総則(条例制定の目的や条例の位置付けを明確にする)
- ・基本原則(最も重要な基本原則を設定する)
- ・必要な項目を整理して形成する

(最も重要な作業となる)

- ・個別の条例に対して内容の検討と肉付けを行う
- ・第 章・第 条・第 項とランク付けを行い整頓していく
- *必要に応じて少数のグループ別に作成し調整する必要が生じるかもしれない(作成時間の短縮のために)

但し各委員の能力特徴の把握が出来ていないためグループ別けやリーダ

一の選任に時間がかかるとかえって無駄が生じることもあるため慎重に

条例全体を見直し、・項目の欠落・表現の偏り・誤字脱字などを検討しバ ランスなどを調整し条例として仕上げていく

*パソコンで文章として仕上げていく作業も必要となる

議会に上程し、委員会の設定から条例完成までの過程を説明するとともに 内容の要点を解説する

以上の通り全体を考察すると、全7回(各2時間)既に3回終了の現状を考えると非常に危機感を覚える、委員個々に意見や内容をまとめて参加するか、会合時間・回数の増加を検討する必要があると考えます。

2005 年 2 月 22 日 検討委員 福島

基本条例作成までの全体のフロー

3月11日の会議に於ける結論を受けて全体の進め方のフローを作成した。

日程	項目	内容	進め方	その他
1月 ~ 3月	条例作成の理解を 深める準備段階 検討会議の進め方 などの基本を決定 する		・個人意見の自由な発 言 ・フリーデスカッショ ン ・個人ごとの資料に基 づいた自由な説明 発言	
4月	新太田市の現状・背景・課題の考察	視野を広く持つために・世界・日本・群馬・東毛圏などの過去~現状~未来を考察し、新太田市の現状を考える。この課題背景が前提となって、どのような新太田市を構築していくのかの、基本条例の骨格内容の方向付けがなされている。	参考資料が提出されているので、それに基づいてデスカッションを行う。*現状理解と大まかな方向付けを行う	鷹などの町と新 太田市の置かれ ている状況が違
5月 ~ 8 月	条例の骨格形成	条例の骨組みの構築 ・前文(基本理念や基本的な考え方を述べる) ・総則(条例制定の目的や、 ・総則(条例制定の目的では) ・経則(をを受けるのでではではないでででででででででででででででででででででででででででででででで	見交換を行う) ・基本原則(考え方や 内容についてある 程度(2~3回)意 見交換の時間が必 要となる ・その他の項目の整理 (条文に明記すべ	他市の条文を参 考にして、いいと こ取りをしても よい

9月 ~ 12月	条例の個別内容の 作成	・個別の検す・第一次の名が、の名が、の名が、の名が、の名が、の名が、の名が、の名が、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	毎に実は検要* の会議のの計会を議のでは、基づらの対象を議のの対象をであるをは、はのでは、はでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	・大例てく法完とにた必専をのき要いに参用にないので上く パちで体ものとて現 文務でと コみ正もれるとしれ する かません かいかい かんしょう かい かんしょう かん かんしょう かん かんしょう かん かん かんしょう かん
1月 ~ 3月	全体のパランス調 整・仕上げ	条例全体を見直し・項目の 欠損・表現の偏り・誤字脱 字などを検討しバランスな どを調整し条例として完成 させていく。 *根本的に考え直さなくて はならない箇所も発見さ れることもあるので注意 が必要		専用のパソコン で、その場で修正 していく
4 月 以降	完成・議会に上程	議会に上程し、委員会の 上程から条例完成までの 経緯を説明するとともに、 内容を解説する。	委員会の代表者が報 告し、委員は傍聴する	

条例検討委員として、上記フローを作成しつつ懸念される事項があります。それは、この条例が地方自治体の憲法として考えるならば、これに基づき執行する行政、条例を尊重して議論を行う議会のメンバーを、当初から参加させ議論に加わる必要があると考え提案いたします。

代表メンバーは職員・議員各々2 名程度、参加のタイミングは 4 月又は 5 月の検討項目の節目より。

基本条例作成までの全体のフロー

完成までの日程計画について検討したので報告いたします。

日程	項目	内容	進め方
1月 ~ 3月	条例作成の理解を 深める準備段階 検討会議の進め方 などの基本を決定 する		・個人意見の自由な発言 ・フリーデスカッション ・個人ごとの資料に基づいた自由な説明 発言
(4月) 4日 25日	新太田市の現状・背景・課題の考察	新太田市の現状を考える。 この課題背景が前提となっ て、どのような新太田市を 構築していくのかの、基本 条例の骨格内容の方向付け がなされている。	福島私案が提出されているので、それに基づいてデスカッションを行い、会長提案の3テーマについて検討を行う。 *現状理解と大まかな方向付けを行う福島私案を精読し、委員独自に全体又は部分的に意見をまとめて会議に参加し、相互報告を実施。若干の意見交換を行うが、結論づけまでの議論はしない(相違点は明確にしておく)必要に応じて福島私案の心を説明していただく。
(5月) 11日 25日 (6月) 8日	条例の骨格形成	条例の骨組みの構築 ・前文(基本理念や基本的な考え方を述べる) 具体的な内容については分科会の論議が煮詰まってから気論する。・条例に含まれるべき事項を目次的に抽出し整理する。	5月 11 日 (水) 骨組み構築小委員会にて骨格案の 作成と分科会の数と区割り案を作 成する。

日程	項目	内容	進め方
作業 開始 6/8 作業 8/24	条例の個別内容の 作成	・個別の条例に対して、内容の検討と肉付けを行う・条例として完成させる	全体会議で骨格の項目を 分割し、分科会に検討の場を移す。 具体的内容については 5/25 までに 骨組み構築小委員会にて決定する。
(9月) 7日 21日	全体のバランス調 整・仕上げ	条例全体を見直し・項目の 欠損・表現の偏り・誤字脱 字などを検討しバランスな どを調整し条例として完成 させていく。 *根本的に考え直さなくて はならない箇所も発見さ れることもあるので注意 が必要	

2005年3月29日松本会長 あべ副会長 相沢 新藤 福島